

農業者年金について

農業者の方なら広く加入できます。

満20歳以上60歳未満で年間60日以上農業に従事し、国民年金第1号被保険者の方（国民年金保険料納付免除者の方を除く）であれば、どなたでも加入できます。

なお、満60歳以上65歳未満の方でも 注1 一定の条件を満たしている方は、令和4年5月1日から農業者年金に加入できるようになりました。

注1 満60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方に限ります。また、この場合は保険料の国庫補助の対象外です。

少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金が決まる積立方式（確定拠出金）の年金です。加入者や受給者の数に左右されにくい、少子高齢化時代でも非常に安定的な財政方式の年金です。毎年度の積立・運用の状況は農業者年金基金から全ての加入者に個人ごとにお知らせします。

保険料は自由に決めることができます。

保険料は、月額2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に決めることができます。

注2 さらに、35歳未満で一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも加入できます。

注2 保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者

次の①から⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者で青色申告者
- ② 認定新規就農者で青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者
- ④ 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす方で3年以内に両方を満たすことを約束した者
- ⑤ 35歳までに①の者となることを約束した後継者

農業の担い手には保険料の国庫補助があります。

農業年金は国の政策年金として、農業の担い手の育成・支援のために一定の要件を満たす方には月額最高1万円の保険料の国庫補助があります。35歳未満は要件を満たすすべての期間、35歳以上は10年間を限度に通算して最長20年間の補助は受けられます。

注3 保険料の国庫補助を受けられる方の要件は、次の①から③をすべて満たす方です。

- ① 60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれる方
- ② 農業所得が900万円以下の方
- ③ 注2の①から⑤までの要件のいずれかに該当する方

終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。

農業者年金は、終身受給できます。加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取られるはずであった農業者老齢年金の死亡時の現在価格相当額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

税制面で大きな優遇措置があります。

農業者年金の保険料は全額社会保険料の対象となります。

農業者年金の運用益は非課税、受け取った年金は公的年金所得として公的年金等控除の対象となります。

農業者年金

に入りませんか？

農業者年金は農業者を支援する年金です。農業者の方は広く加入できます。

- ①年間60日以上農業に従事していること
- ②20歳以上60歳未満であること
- ③国民年金第1号被保険者であること(国民年金の保険料納付免除者は除く)

農業者年金は、①②③のすべての条件を満たしている方は加入することができます。さらに年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

農業者年金のメリット

- ①積立方式・確定拠出型です。少子高齢化時代に強い年金です。
- ②保険料は、千円単位で自由に(月額2万円～6万7千円)に決められます。
さらに、35歳未満の方(要件あり)は、月額1万円から加入できます。
- ③終身年金で、80歳前にお亡くなりになった場合は、死亡一時金(80歳になる月末に受け取れる予定だった現在価値相当額)が遺族へ支給されます。
- ④税制面で優遇措置があります。
農業者年金の保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。
- ⑤一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助(政策支援加入)があります。